

市会議案第10号

貸切りバス運行の安全対策の強化を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成28年3月25日提出

吹田市議会議員 竹村 博之

同 柿原 真生

同 山根 建人

同 倉沢 恵

同 塩見みゆき

同 玉井美樹子

同 上垣 優子

貸切りバス運行の安全対策の強化を求める意見書（案）

本年1月15日に長野県軽井沢町で起きた、乗客・乗員41人が死傷したスキーツアーバス事故では、バス運行会社や旅行会社の法令違反やずさんな業務実態等が次々と明らかになっている。多くの若者の未来を突然奪った今回の事故は、大型バスが一たび事故を起こせば、どれほど悲惨な事態に直結するかを改めて示した。

貸切りバス業界では、安全性を置き去りにする事業者が後を絶たず、構造的な問題となっている。2000年（平成12年）の規制緩和に基づく道路運送法改正により、バス事業への参入要件が免許制から許可制に緩和され、その結果、事業者数は約2倍に急増し、受注競争を激化させ、異常な値引き競争を引き起こしている。

コスト削減のため、運転手には低賃金での長時間労働が押し付けられ、健康被害が起きている。2007年（平成19年）に本市で発生したスキーツアーバス事故、2012年（平成24年）に群馬県の関越道で発生した高速ツアーバス事故等は運転手の過労により引き起こされた事故であり、国は事故が発生するたびに、長距離運行では運転手を二人体制にするなど、再発防止策をとってきたが、問題の根本的な解決にはなっていない。問題のある事業者をバス事業に参入させないように規制を強めるとともに、悲惨な事故を繰り返さないよう、バス事業の規制緩和を検証する必要がある。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 事業者が運輸局等が公示した運賃の範囲内で運賃を決定するなど、適正運賃が授受できるようにすること。
- 2 悪質な事業者を排除し、日雇い運転手など法令違反を一掃するため監査、罰則を強化すること。
- 3 旅行業者の発注者責任を明確化し、旅行業者への監督、指導と法令違反に対する罰則を強化すること。
- 4 貸切りバス等の交替運転者の配置基準、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準を見直し、改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月 日

吹 田 市 議 会